

第49期

# 定時株主総会 招集ご通知

令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 開催日時

令和4年6月21日（火曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時00分）

## 開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
ベルサール新宿グランド  
コンファレンスセンター 5階  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、体調がすぐれない場合などには株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

お土産の配布はございません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 目次

第49期定時株主総会招集ご通知…………… 2

## 添付書類

事業報告…………… 6  
連結計算書類…………… 29  
計算書類…………… 32  
監査報告書…………… 35

## 株主総会参考書類

議案及び参考事項…………… 43  
第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 定款一部変更の件

株式会社 アサント

証券コード：6073

証券コード：6073  
令和4年6月2日

株主各位

東京都新宿区新宿一丁目33番15号  
**株式会社 アサンテ**  
取締役社長 宮内 征

## 第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を、下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、体調がすぐれない場合などには、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、**いずれかの方法により、令和4年6月20日(月曜日)午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

1. 日 時 令和4年6月21日(火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時00分)

2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター 5階  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第49期(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第49期(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日) 計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効とさせていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 
1. 当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。
  2. 当日ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
  3. 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asante.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  4. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asante.co.jp/>) に掲載させていただきます。

#### <株主様へのお願い>

- (1) 本会場では、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の設置等、感染予防のための措置を講じてまいります。(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。)
- (2) 会場入口付近で検温をさせていただき、体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声がけしてご入場をお控えいただくことがございます。
- (3) 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。  
インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asante.co.jp/ir/>) より発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

# 議決権の行使についてのご案内

## <議決権行使等についてのご案内>

議決権の行使には以下の方法がございます。

- 

**1** インターネットによる  
議決権行使の場合

行使期限 令和4年6月20日(月曜日)午後5時まで

5頁をご参照ください
- 

**2** 議決権行使書を  
郵送する場合

行使期限 令和4年6月20日(月曜日)午後5時までに到着

各議案の賛否を  
表示のうえ投函  
(お早めにご投函ください)
- 

**3** 株主総会へ  
出席する場合

株主総会開催日時 令和4年6月21日(火曜日)午前10時(受付開始午前9時)

議決権行使書用紙を  
会場受付へ提出

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

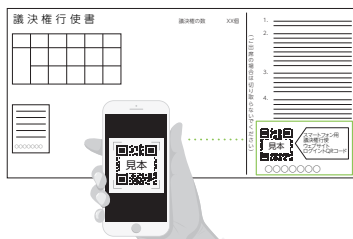
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、5頁に記載のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

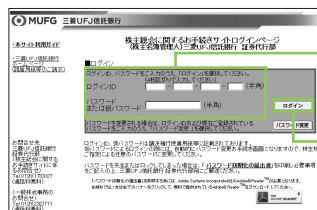
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

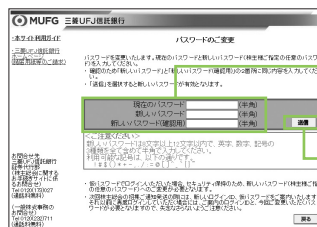
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、  
仮パスワードを入力し、

「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワード  
を入力し、

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話：0120-173-027  
（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1 事業の経過及びその成果

#### ① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことにより、雇用情勢は弱い動きとなり、企業収益や個人消費も持ち直しに足踏みが見られました。また、ワクチン接種の促進等により、経済活動が正常化に向かう動きもありましたが、感染再拡大や資源価格の高騰により、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの市場におきましては、住宅政策において、既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針は変わらず、潜在需要は依然大きいと見ておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が収まらず、厳しい事業環境が続きました。

このような状況下において、当社グループは中長期的に安定的・持続的な成長を実現するため、「コンプライアンス強化とお客様満足度の向上」「優秀な人材の確保と従業員満足度の向上」「生産性の向上」「エリア展開の促進」「新型コロナウイルス感染症への対応」に取り組んでまいりました。

なお、「エリア展開の促進」につきましては、新規エリアとなる愛媛県に、令和3年4月1日付で南予営業所を開設しました。同拠点を足掛かりとして、西日本エリアへの一層の拡大を図りました。「生産性の向上」につきましては、CM、新聞折込、WEB広告を実施するとともに、探知犬の活用により、当社の認知度向上を図り、白蟻防除や地震対策の必要性を社会に訴求してまいりました。

また、「新型コロナウイルス感染症への対応」につきましては、同感染症の動向を注視しながら、感染対策に十分な注意を払って事業活動に取り組んでまいりました。しかし、同感染症の予想以上の拡大に伴い、社会における警戒感の高まり等、成約に至るまでの条件が厳しくなり、当社事業に対する影響は続きました。

以上の結果、売上高は、令和2年7月1日に子会社化した株式会社ハートフルホームの売上高が寄与したものの、感染症の影響が大きく、前期比172百万円減少（1.2%減）の13,699百万円となりました。

売上原価は、同社の売上原価加算等のため、前期比120百万円増加（2.9%増）しました。その結果、売上総利益は同292百万円減少（3.0%減）の9,416百万円となり、売上総利益率は同1.3ポイント低下して68.7%となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比14百万円減少（0.2%減）しました。その結果、営業利益は同277百万円減少（17.3%減）の1,324百万円となり、営業利益率は同1.9ポイント低下して9.7%となりました。経常利益は前期比355百万円減少（20.8%減）の1,348百万円となりました。

また、株式会社ハートフルホームにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や資材価格の高騰などの外部環境の悪化を踏まえ、今後の計画を見直した結果、当初想定していた収益計画に遅れが生じる見込みとなったため、当連結会計年度において同社に係るのれんの減損損失275百万円を特別損失として計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比484百万円減少（45.5%減）の579百万円となりました。

## ② 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、社会における警戒感も次期も高いまま推移し、当社事業に対する同感染症の影響は一定程度続くと想定されます。一方、住宅に関する国策においては、既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針は変わらず、莫大な潜在需要規模もそのまま存在するものと見ております。加えて、コロナ禍の状況における在宅時間の増加や、頻発・激甚化する自然災害への対応を背景として、住宅に関するお客様の意識にも変化が見られ、住宅の長寿命化やメンテナンスに対する意識は一層高まると予想されます。

このような環境におきまして、当社グループは中長期に安定的・持続的な成長を実現するために、以下の5項目を対処すべき課題と認識して取り組んでおります。

### (i) 収益力の向上

当社グループの一層の競争力強化と持続的な成長のためには、営業力と生産性の強化による収益力の向上が課題となります。そのため、効果的な広告宣伝、販売促進企画の実施や提携先企業の拡大、新サービスの導入などに取り組み、営業力の強化に取り組んでまいります。また、社員教育による営業員一人ひとりの生産性向上、デジタル技術の活用による業務全般に渡るシステム化、省力化の推進、省エネ活動、事故防止など、業務効率の向上及びコスト抑制に繋がる取り組みを推進してまいります。

### (ii) 優秀な人材の確保と育成

当社グループは、主要サービスに携わる営業から施工、アフターメンテナンスに至る業務のほとんどを自社従業員で行なっておりますので、人材は最も重要な資本です。業績の拡大とサービス品質の向上を図るためには、優秀な人材を増強することが重要な課題と認識し、採用体制及び教育体制を一層強化してまいります。また、人材の定着に向け、従業員が一層働きやすい環境の整備・充実など、従業員満足度の向上に資する施策を推進してまいります。



(iii) エリア展開の促進

当社グループは、既存木造住宅を主要サービスの対象としておりますので、業績拡大のためにはその対象先を増加させることが重要となります。そのため、M&A含め多様な手段でエリア展開を一層推進することにより、新規エリアの開拓と既存エリアのさらなる深耕に努めてまいります。西日本方面の拡大におきましては、愛媛県及び高知県の拠点を活用して、その進捗を一層促してまいります。

(iv) コンプライアンスの徹底

当社グループは、訪問販売を主軸とした事業を展開していることから、お客様に安心していただけるサービスを提供すること、そのために徹底したコンプライアンス体制を構築することが重要な課題と認識しております。そのため、従業員一人ひとりの教育の充実とコンプライアンス管理の強化に継続的に取り組んでおり、それによる社会的な信用力の高さは、他社と差別化する大きな強みとなっております。こうした強みを一層強化することで、社会からの高い信用と信頼を獲得するとともに、仕事のクオリティを高め、お客様満足度の向上に努めてまいります。

(v) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない中で、当社グループは、お客様並びに従業員をはじめとするステークホルダーの皆様の安全確保を最優先に考え、同感染症の拡大防止のための各種対策を講じております。今後も引き続き、感染対策には十分な注意を払いながら事業活動に取り組むとともに、同感染症の動向と経済活動への影響を注視し、経営環境の変化に臨機応変に対応するよう努めてまいります。

③ 設備投資の状況

該当事項はありません。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。



## 2 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第46期 (平成31年3月期)	第47期 (令和2年3月期)	第48期 (令和3年3月期)	第49期 (当連結会計年度) (令和4年3月期)
売 上 高	(百万円)	—	—	13,872	13,699
営 業 利 益	(百万円)	—	—	1,602	1,324
経 常 利 益	(百万円)	—	—	1,703	1,348
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	(百万円)	—	—	1,063	579
1 株当たり当期純利益	(円)	—	—	89.52	52.82
総 資 産	(百万円)	—	—	14,429	14,073
純 資 産	(百万円)	—	—	11,666	11,558
1 株当たり純資産額	(円)	—	—	1,064.09	1,053.10

- (注) 1. 第48期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第47期以前については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第46期 (平成31年3月期)	第47期 (令和2年3月期)	第48期 (令和3年3月期)	第49期 (当 令和4年3月期)
売 上 高 (百万円)		14,501	14,432	13,154	12,841
営 業 利 益 (百万円)		2,285	2,239	1,674	1,376
経 常 利 益 (百万円)		2,314	2,380	1,773	1,401
当 期 純 利 益 (百万円)		1,515	1,580	1,152	602
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		122.81	128.06	96.99	54.97
総 資 産 (百万円)		16,077	16,569	14,209	14,048
純 資 産 (百万円)		12,541	13,417	11,784	11,737
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		1,016.16	1,087.20	1,074.90	1,069.47

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## 3 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社ハートフルホーム	15百万円	100%	建築・リフォーム事業

### ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### 4 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、断熱施工、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。

#### 5 主要な営業所及び工場（令和4年3月31日現在）

##### ① 当社

本	社	東京都新宿区
主	な	支店・営業所
		東北・福島支店（福島県郡山市）、新潟支店（新潟県新潟市）、茨城支店（茨城県土浦市）、北関東支店（群馬県高崎市）、長野支店（長野県長野市）、東京支店（東京都新宿区）、神奈川支店（神奈川県横浜市）、千葉支店（千葉県千葉市）、静岡支店（静岡県静岡市）、愛知支店（愛知県名古屋）、岐阜支店（岐阜県岐阜市）、京都支店（京都府京都市）、奈良支店（奈良県奈良市）、和歌山支店（和歌山県和歌山市）、阪神営業所（兵庫県尼崎市）、南予営業所（愛媛県西予市）
工	場	伊万里工場（佐賀県伊万里市）
研	修	センター
		三ヶ日総合研修センター（静岡県浜松市） 猪苗代総合研修センター（福島県耶麻郡猪苗代町）

（注）令和4年4月1日付で千葉支店と茨城支店を統合し東関東支店（千葉県千葉市）、愛知支店と岐阜支店を統合し中京支店（愛知県名古屋市）、京都支店と奈良支店を統合し近畿支店（京都府京都市）に改称いたしました。また、四万十営業所（高知県四万十市）を開設いたしました。

##### ② 子会社

株	式	会	社	ハ	ー	ト	フ	ル	ホ	ー	ム	北	海	道	札	幌	市
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

## 6 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,046名	3名減

### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,016名	0名	39.2歳	10.9年

（注）従業員数には、受入出向者（2名）、嘱託（44名）及び契約社員（41名）を含み、派遣出向者（3名）は含まれておりません。

## 7 主要な借入先（令和4年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	208百万円

## 8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

1	発行可能株式総数	42,000,000株
2	発行済株式の総数	12,348,500株（自己株式1,373,195株を含む）
3	株主数	40,403名
4	大株主	

株主名	持株数	持株比率
株式会社ムネマサ	1,250,000株	11.39%
宗政ヨシ	821,963株	7.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	781,300株	7.12%
アサンテ従業員持株会	337,775株	3.08%
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	324,000株	2.95%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	322,700株	2.94%
渋谷健一	260,000株	2.37%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	245,300株	2.24%
NHGGP JAPAN OPPORTUNITIES FUND, L. P.	243,400株	2.22%
宗政英傑	185,131株	1.69%

（注）当社は、自己株式1,373,195株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

対 象 者	当社取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）
株 式 報 酬 枠	年額60百万円以内
各取締役に対する株式報酬額	取締役会決議により毎年設定
割当てる株式の種類 及び割当の方法	当社普通株式（譲渡制限付株式）を株式発行または自己株式の処分の方法による
割当てる株式の総数	年30,000株以内
払 込 金 額	各取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額の範囲で取締役会において決定
譲 渡 制 限 期 間	割当を受けた日から30年間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除 ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合は、譲渡制限の解除を必要に応じて合理的に調整
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、対象取締役に取締役会が定める事由に該当する場合やその他これに準じる非違行為があった場合には、当社は、本割当株式を無償で取得できる

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取 締 役（社 外 取 締 役 を 除 く）	11,500株	5名
社 外 取 締 役	－株	－名
監 査 役	－株	－名

## 6 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 1 取締役及び監査役の氏名等（令和4年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 内 征	
専務取締役	飯 柴 正 美	管理本部長 株式会社ハートフルホーム取締役
取 締 役	西 山 敦	コンプライアンス本部長
取 締 役	中 尾 能 之	管理本部副本部長兼経営企画部長
取 締 役	石 上 祥 光	営業本部長
取 締 役	堂 垣 内 重 晴	ディービエックス株式会社社外取締役 株式会社たち吉代表取締役専務
取 締 役	名 取 俊 也	ITN法律事務所弁護士 飛島建設株式会社社外監査役 株式会社ミライノベート社外取締役
取 締 役	田 中 道 昭	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長 株式会社マーキングポイント代表取締役社長 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授
常 勤 監 査 役	犬 飼 由 喜 夫	
監 査 役	櫛 田 泰 彦	櫛田泰彦法律事務所代表者（弁護士）
監 査 役	黒 澤 誠 一	黒澤公認会計士事務所代表者（公認会計士）
監 査 役	高 野 慎 一	株式会社ツクルバ監査役 株式会社aima取締役

- (注) 1. 取締役堂垣内重晴、名取俊也、田中道昭の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役犬飼由喜夫、櫛田泰彦、黒澤誠一、高野慎一の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役犬飼由喜夫氏は、前職において経理関連業務における責任者の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役黒澤誠一氏は、長年にわたり公認会計士としての勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役堂垣内重晴、取締役名取俊也、取締役田中道昭、監査役犬飼由喜夫、監査役櫛田泰彦、監査役黒澤誠一及び監査役高野慎一の7氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。



6. 令和3年6月18日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、取締役内田勝巳氏は任期満了により退任しました。また、同定時株主総会において、名取俊也氏及び田中道昭氏が取締役に、高野慎一氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任しました。
7. 取締役名取俊也氏は、令和3年6月29日をもって株式会社日本エネライズ社外取締役に任期満了により退任、同日付で株式会社ミライノベート社外取締役に就任しました。
8. 取締役田中道昭氏は、令和4年2月28日をもってフェスタリアホールディングス株式会社社外取締役に辞任により退任しました。
9. 監査役高野慎一氏は、令和3年10月28日をもって株式会社ツクルバ社外取締役から監査役へ異動しました。
10. 令和3年10月1日付で次の通り取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新役職名	旧役職名
石上祥光	取締役営業本部長	取締役営業本部長兼業務推進部長
中尾能之	取締役管理本部副本部長兼経営企画部長	取締役経営企画部長

## 2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提訴された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為に起因する損害等については補填の対象としないなど、一定の免責事由があります。

## 4 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を定めており、その概要は、株主総会で決議された報酬限度額内において、諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向及び経営内容を勘案し、役職やそれぞれの果たすべき役割・責任等に応じ決定することとしております。

報酬等の種類は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬によって構成（ただし、社外取締役の報酬は固定報酬のみ）され、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝12：4：2（業績連動報酬の指標「営業利益」が目標を100％達成の場合）としております。

また、決定方針の決定方法は、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会が原案を審議のうえで取締役会に答申し、当該答申を受けて取締役会において決定することとしており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、この手続きを経ることで決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬である基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成22年6月25日開催の第37期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、賞与を含み使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、令和2年6月19日開催の第47期定時株主総会において、株式報酬の額を年額60百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は平成22年6月25日開催の第37期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、個人別の報酬額については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会が原案を審議のうえで取締役会に答申し、当該答申を受けて取締役会において決定することとしております。ただし、取締役会が各取締役への配分を代表取締役社長に決定を一任したときは、代表取締役社長宮内征がこれを決定することとしております。

その権限の内容は、基本報酬並びに賞与の各取締役への配分であり、これらの権限を委任する理由は、各取締役の職務等を評価し決定するには最適であると判断したためであります。

取締役会が代表取締役社長に決定を一任した時は、代表取締役社長は当該権限を指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	161 (24)	126 (24)	25 (-)	10 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	40 (40)	40 (40)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	202 (65)	166 (65)	25 (-)	10 (-)	13 (8)

(注) 1. 取締役の支給人員には令和3年6月18日開催の第48期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、営業利益の目標達成率のほか、従業員賞与とのバランスや株主還元等も加味して算出しております。

当事業年度の当社の営業利益は1,376百万円でした。

#### ⑥ 非金銭報酬等の内容

中長期的な企業価値向上との連動性及び株主との一層の価値共有を進めるため、非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限を付した株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りです。

## 5 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名 (地位)	他の法人等との関係
堂垣内重晴 (社外取締役)	ディーブイエックス株式会社の社外取締役であります。同社と当社との取引はありません。 株式会社たち吉の代表取締役専務であります。同社と当社との取引はありません。
名取俊也 (社外取締役)	ITN法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との取引はありません。 飛島建設株式会社の社外監査役であります。同社と当社との取引はありません。 株式会社ミライノベートの社外取締役であります。同社と当社との取引はありません。
田中道昭 (社外取締役)	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所の代表取締役社長であります。同社と当社との取引はありません。 株式会社マーキングポイントの代表取締役社長であります。同社と当社との取引はありません。 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科の教授であります。同大学と当社との取引はありません。
犬飼由喜夫 (社外監査役)	該当事項はありません。
櫛田泰彦 (社外監査役)	櫛田泰彦法律事務所の代表者であります。同事務所と当社との取引はありません。
黒澤誠一 (社外監査役)	黒澤公認会計士事務所の代表者であります。同事務所と当社との取引はありません。
高野慎一 (社外監査役)	株式会社ツクルバの監査役であります。同社と当社との取引はありません。 株式会社aimaの取締役であります。同社と当社との取引はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

## ③ 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地位)	出席状況	主な活動状況
堂垣内重晴 (社外取締役)	取締役会 18回中18回	企業経営に関する豊富な経験と営業面における幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、取締役、監査役の指名並びに取締役の報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性の確保等を目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。 このほかに、代表取締役社長、監査役との意見交換会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。
名取俊也 (社外取締役)	取締役会 14回中14回	検事及び弁護士として豊富な経験と専門的な知識から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、代表取締役社長、監査役との意見交換会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。
田中道昭 (社外取締役)	取締役会 14回中14回	経営に関する豊富な経験と専門的な知識から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、代表取締役社長、監査役との意見交換会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。
犬飼由喜夫 (社外監査役)	取締役会 18回中18回 監査役会 15回中15回	取締役会では、事業会社における豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換をしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。
櫛田泰彦 (社外監査役)	取締役会 18回中18回 監査役会 15回中15回	取締役会では、主に弁護士として専門的見地からの発言を行なっております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。

氏名 (地位)	出席状況	主な活動状況
黒澤 誠一 (社外監査役)	取締役会 18回中18回 監査役会 15回中15回	取締役会では、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行っております。
高野 慎一 (社外監査役)	取締役会 14回中14回 監査役会 10回中10回	取締役会では、企業経営に携わった豊富な経験と、幅広い見識から適宜発言を行っております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行っております。

(注) 社外取締役名取俊也氏、田中道昭氏及び社外監査役高野慎一氏につきましては、令和3年6月18日就任後の状況を記載しております。



## 5. 会計監査人の状況

**1 会計監査人の名称** E Y新日本有限責任監査法人

**2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額**

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額         | 25,000千円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額    | -千円      |
| ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を精査した結果、当該報酬は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

**3 非監査業務の内容**

該当事項はありません。

**4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社では、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力等を総合的に判断のうえ、監査役の全員の同意によって行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

---

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、その後令和3年1月22日開催の取締役会において下記の通り変更いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス推進部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス推進部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。
  - (ii) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (i) 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。
  - (ii) 情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
  - (iii) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。
  - (iv) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。
  - (ii) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的にリスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- (i) 当社は、原則として毎月1回「定例取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督等を行なっている。
  - (ii) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に取締役会において毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。
  - (iii) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 総務人事部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役は、総務人事部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生また

---

は発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。

(9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

(10) その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査役は重要な会議等に出席することができるものとする。

(11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況

財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

(i) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。

(ii) コンプライアンス推進部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

## 2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命のうえ、全ての役員、従業員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報窓口や従業員との面談等を通じて、コンプライアンスに関する問題の実態把握に努め、継続的な改善を図るとともに、問題点の内容及びその対処案を速やかに取締役会及び監査役会に報告しております。なお、通報者等に対して不利益な取り扱いは行なっておりません。さらに、内部監

査室は、社内規程の遵守状況やコンプライアンスの状況を監査し、内部監査の結果を取締役社長に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の資料、議事録その他職務の執行に係る文書は、セキュリティが確保された場所で適正に保管しており、監査役が求めた時はいつでも文書の閲覧及び謄写に応じております。また、システム部では情報システムの適切な維持管理及び運用に努めるとともに、問題があれば速やかに対処案等を取締役会に報告しております。さらに、内部監査室は、情報システムの管理状況を監査し、その結果を取締役社長に報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当取締役を任命し、事務局を設置のうえ毎月各部門はリスク管理の状況を報告しております。また、リスク問題が顕在化した際には、速やかにリスク管理委員会を招集のうえリスク対応を協議し、その内容や対応策を取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、各部門が取締役会で決議された年度事業計画及び中期経営計画に基づいて目標達成のために業務活動を行っており、取締役会において取締役の職務執行状況を定期的に監督しております。また、各部門の業務内容や必要性に応じて、適正に職務権限を委譲するとともに、稟議制度を整備し意思決定のプロセスやルールを可視化・明確化することで、継続的な改善を図り意思決定の迅速化を図っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき子会社の各議事録や規程類の整備など必要な管理を行っております。また、子会社に対してもコンプライアンス研修を実施するなど、必要な指導・監督を行ない、継続的な改善を図るとともに、内部通報制度等の周知徹底に努めております。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、総務人事部及び内部監査室に監査役を補助すべき担当者を設置のうえ、その担当者が、それぞれ監査役の命令に従って業務を遂行しております。

- 
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
取締役等は、補助使用人が監査役から受けた命令に相反するような指揮命令は行なっておりません。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役または監査役会は、監査役会による本社部門長面談や重要書類の閲覧等で報告を受ける体制となっております。また、取締役及び使用人等がこの報告によって解雇その他不利益な取り扱いを受けるようなことは行なっておりません。
- (9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役職務執行に要した費用については、費用の多寡にかかわらず、速やかに償還しております。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制  
当社は、内部監査室を監査役室に隣接して配置し、日頃より緊密な連携や監査業務の補助が行なえる体制を築いております。また、常勤監査役は、重要な会議に出席し、監査役会は、取締役社長及び社外取締役等との間で積極的な意見交換を行っております。
- (11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況  
当社は、担当取締役が取締役会において財務報告に係る内部統制の計画及びスケジュールを報告のうえ、経理部が全社的な方針や手続きを社内に示し、適正な管理及び運用体制を構築しております。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況  
当社は、社内規程に基づき取引先を対象とした反社会性判断を実施し、各部門間で緊密な報告・連絡体制を構築のうえ、組織的に反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。さらに、各地域の警察署訪問や特殊暴力防止対策連合会等への加入を通じて、各関係機関との連携体制の構築、反社会的勢力の排除に努めております。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,810,443</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,000,070</b>
現金及び預金	6,656,770	買掛金	326,275
売掛金	1,660,004	1年内返済予定の長期借入金	188,391
製品	63,230	未払法人税等	269,823
仕掛品	28,618	賞与引当金	288,766
原材料及び貯蔵品	195,332	その他	926,813
その他	207,658	<b>固定負債</b>	<b>515,653</b>
貸倒引当金	△1,171	長期借入金	293,923
<b>固定資産</b>	<b>5,263,396</b>	その他	221,730
<b>有形固定資産</b>	<b>4,498,376</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,515,724</b>
建物	1,380,607	<b>(純資産の部)</b>	
構築物	39,680	<b>株主資本</b>	<b>11,605,082</b>
機械及び装置	7,334	資本金	1,161,195
車両運搬具	7,739	資本剰余金	863,243
工具、器具及び備品	47,812	利益剰余金	11,617,901
土地	2,981,584	自己株式	△2,037,256
リース資産	33,616	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△46,966</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>152,472</b>	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>278</b>
のれん	103,100	<b>退職給付に係る調整累計額</b>	<b>△47,244</b>
その他	49,372	<b>純資産合計</b>	<b>11,558,116</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>612,547</b>		
投資有価証券	120,935		
退職給付に係る資産	21,140		
繰延税金資産	208,671		
その他	269,086		
貸倒引当金	△7,287		
<b>資産合計</b>	<b>14,073,840</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>14,073,840</b>



## 連結損益計算書 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,699,987
売上原価		4,283,159
売上総利益		9,416,827
販売費及び一般管理費		8,092,450
営業利益		1,324,377
営業外収益		
受取利息及び配当金	90	
有価証券利息	1,030	
その他	43,396	44,516
営業外費用		
支払利息	6,051	
その他	14,416	20,467
経常利益		1,348,426
特別損失		
減損損失	275,020	275,020
税金等調整前当期純利益		1,073,406
法人税、住民税及び事業税	477,918	
法人税等調整額	16,340	494,259
当期純利益		579,147
親会社株主に帰属する当期純利益		579,147

## 連結株主資本等変動計算書 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
令和3年4月1日残高	1,161,195	861,195	11,707,545	△2,054,413	11,675,522
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△668,792		△668,792
親会社株主に帰属する 当期純利益			579,147		579,147
自己株式の処分		2,048		17,156	19,205
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	2,048	△89,644	17,156	△70,439
令和4年3月31日残高	1,161,195	863,243	11,617,901	△2,037,256	11,605,082

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
令和3年4月1日残高	705	△9,773	△9,067	11,666,454
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△668,792
親会社株主に帰属する 当期純利益				579,147
自己株式の処分				19,205
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△427	△37,471	△37,898	△37,898
連結会計年度中の変動額合計	△427	△37,471	△37,898	△108,338
令和4年3月31日残高	278	△47,244	△46,966	11,558,116

# 計算書類

## 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,498,036</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,868,598</b>
現金及び預金	6,444,277	買掛金	281,240
売掛金	1,632,290	1年内返済予定の長期借入金	158,204
製品	63,230	リース債務	6,731
仕掛品	3,093	未払金	365,578
原材料及び貯蔵品	195,176	未払費用	348,126
前払費用	149,818	未払法人税等	269,733
その他	11,128	未払消費税等	37,430
貸倒引当金	△977	前受金	4,449
<b>固定資産</b>	<b>5,550,614</b>	預り金	108,337
<b>有形固定資産</b>	<b>4,422,225</b>	賞与引当金	288,766
建物	1,359,521	<b>固定負債</b>	<b>442,278</b>
構築物	39,680	長期借入金	232,201
機械及び装置	7,334	リース債務	9,913
工具、器具及び備品	47,658	資産除去債務	96,001
土地	2,952,605	その他	104,162
リース資産	15,424	<b>負債合計</b>	<b>2,310,877</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>49,372</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	34,854	<b>株主資本</b>	<b>11,737,495</b>
その他	14,517	資本金	1,161,195
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,079,017</b>	資本剰余金	863,243
投資有価証券	100,401	資本準備金	861,195
関係会社株式	319,913	その他資本剰余金	2,048
破産更生債権等	7,501	<b>利益剰余金</b>	<b>11,750,314</b>
長期前払費用	67,811	利益準備金	40,590
前払年金費用	89,235	その他利益剰余金	11,709,724
繰延税金資産	312,392	別途積立金	1,880,000
その他	189,049	繰越利益剰余金	9,829,724
貸倒引当金	△7,287	<b>自己株式</b>	<b>△2,037,256</b>
		評価・換算差額等	278
		その他有価証券評価差額金	278
<b>資産合計</b>	<b>14,048,651</b>	<b>純資産合計</b>	<b>11,737,774</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>14,048,651</b>

## 損益計算書 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,841,022
売上原価		3,843,868
売上総利益		8,997,153
販売費及び一般管理費		7,620,550
営業利益		1,376,602
営業外収益		
受取利息及び配当金	86	
有価証券利息	1,030	
その他	43,370	44,487
営業外費用		
支払利息	5,348	
その他	14,416	19,764
経常利益		1,401,325
特別損失		
関係会社株式評価損	432,440	432,440
税引前当期純利益		968,885
法人税、住民税及び事業税	477,646	
法人税等調整額	△111,552	366,094
当期純利益		602,790

## 株主資本等変動計算書 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金		利益剰余金計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
令和3年4月1日残高	1,161,195	861,195	—	861,195	40,590	1,880,000	9,895,725	11,816,315
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△668,792	△668,792
当期純利益							602,790	602,790
自己株式の処分			2,048	2,048				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	2,048	2,048	—	—	△66,001	△66,001
令和4年3月31日残高	1,161,195	861,195	2,048	863,243	40,590	1,880,000	9,829,724	11,750,314

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	そ の 他 有 価 証 券 金	
令和3年4月1日残高	△2,054,413	11,784,292		705	11,784,997
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△668,792			△668,792
当期純利益		602,790			602,790
自己株式の処分	17,156	19,205			19,205
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△427		△427
事業年度中の変動額合計	17,156	△46,796	△427		△47,223
令和4年3月31日残高	△2,037,256	11,737,495		278	11,737,774

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月13日

株式会社 アサンテ  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福井 聡

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサンテの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサンテ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月13日

株式会社 アサンテ  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福井 聡

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサンテの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。なおCOVID-19の影響で監査日程を一部変更しましたが、第49期末までに監査を完了しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類等の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月18日

株式会社アサンテ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 犬飼由喜夫 ㊟

監査役（社外監査役） 櫛田 泰彦 ㊟

監査役（社外監査役） 黒澤 誠一 ㊟

監査役（社外監査役） 高野 慎一 ㊟

以 上

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を最優先に考え、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案することを配当政策の基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下の通り1株につき31円といたしたいと存じます。なお、中間配当金31円を加えた年間配当金は、1株につき62円となります。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金31円      総額340,234,455円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和4年6月22日



## 第2号議案

### 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	<削除>
第14条 当社は、株主総会の招集に関し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	



現行定款	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回（令和5年6月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

以上



# 株主総会会場ご案内図

お土産の配布はございません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会 場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
**ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター5階**  
住友不動産新宿グランドタワー内



交通のご案内：	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅 1番出口	徒歩3分
	都営地下鉄大江戸線	都庁前駅 A5出口	徒歩10分

## 株式会社 アサンテ



見やすく読みましがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。